

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鳴沢村は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減させるための適切な措置を講じた上で、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

鳴沢村

公表日

令和7年3月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
②事務の概要	本事務は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や、住民に対する予防接種、予診票の発行等を行う。番号利用法行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を副本として中間サーバーに登録する。 具体的には、特定個人情報ファイルを次の事務で使用している。 ① 住民基本台帳を基に、予防接種対象者の選定 ② 個人番号を用い、予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) ③ 照会申請による予防接種履歴の照会 ④ 委託料の支払い ⑤ 転入者・予診票紛失者への予診票交付・配布等 ⑥ 健康被害が生じた場合の給付金の支給 ⑦ ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ⑧ 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ⑨ 予防接種法による予防接種事務 ⑩ 予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施
③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、EUCシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表の126の項 ・番号法行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	[情報照会の根拠] ・番号法第19条第8号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 153の項 [情報提供の根拠] ・番号法第19条第8号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 153、154の項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	鳴沢村福祉保健課
②所属長の役職名	福祉保健課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 山梨県南都留郡鳴沢村1575 電話 0555-85-2311
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉保健課 山梨県南都留郡鳴沢村1575 電話 0555-85-3081
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	2022/06/27 月	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	2022/06/27 月	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	申請者からマイナンバーの提供を受け、そのうえで記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。また、特定個人情報の入手にあたっては、4情報又は住所を含む3情報を必ず確認し、人為的なミスが発生するリスクへの対策を講じている。 ガバメントクラウド移行作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。 ①データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者の権限管理 ・特定個人情報ファイルの取扱権限を持つ管理者IDを発行し、必要最小限の権限及び数に制限している。 ・作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの制御している。 ・移行以外の目的・用途でファイルを複製しないよう、作業者に対して周知徹底を行っている。 ②移行データ ・作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録している。 ・システム間でのデータ転送により移行作業を行う場合は、本村のネットワークから利用しているデータセンターへの閉域網回線によるVPN接続を行いセキュアな専用線による接続を行うことで外部からの読み取りを防止している。 ③テストデータ ・特定個人情報を含むデータは、必要最小限のテストデータのみを生成している。 ・庁内ネットワークもしくはガバメントクラウド内の閉域環境内でテストを実施することでセキュリティを担保している。 ④相互牽制 ・移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施している。

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業者に対する教育・啓発 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	鳴沢村特定個人情報等の取扱いに関する管理規程及び鳴沢村特定個人情報等の取扱いマニュアルに基づき、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員等は教育研修を受講している。各研修において受講確認が行われ、未受講者に対して再受講の機会が付与されており、関係する全ての職員が研修を受講するための措置が講じられている。このことから、教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年5月11日	③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム	健康管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、ワクチン接種記録システム(VRS)	事前	ワクチン接種記録システム(VRS)追加による変更
令和3年5月11日	法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の93の2項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第67条の2	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の93の2項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第67条の2 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)追加による変更
令和3年6月18日	事務の内容	本事務は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報情報を以下の事務で取り扱う。 新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や、住民に対する予防接種、予診票の発行等を行う。番号利用法別表二に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を副本として中間サーバーに登録する。 具体的には、特定個人情報ファイルを次の事務で使用している。 ① 住民基本台帳を基に、予防接種対象者の選定 ② 個人番号を用い、予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) ③ 照会申請による予防接種履歴の照会 ④ 委託料の支払い ⑤ 転入者・予診票紛失者への予診票交付・配布等 ⑥ 健康被害が生じた場合の給付金の支給 ⑦ ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。	本事務は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報情報を以下の事務で取り扱う。 新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や、住民に対する予防接種、予診票の発行等を行う。番号利用法別表二に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を副本として中間サーバーに登録する。 具体的には、特定個人情報ファイルを次の事務で使用している。 ① 住民基本台帳を基に、予防接種対象者の選定 ② 個人番号を用い、予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) ③ 照会申請による予防接種履歴の照会 ④ 委託料の支払い ⑤ 転入者・予診票紛失者への予診票交付・配布等 ⑥ 健康被害が生じた場合の給付金の支給 ⑦ ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。	事後	情報提供NWSへの接続開始に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月18日	法令上の根拠(利用)	・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の93の2項 ・ 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第67条の2 ・ 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・ 番号法第19条第5号(委託先への提供)	・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の93の2項 ・ 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第67条の2 ・ 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・ 番号法第19条第5号(委託先への提供) ・ 番号法第9条第1項、別表第一 10項	事後	情報提供NWSへの接続開始に伴う変更
令和3年6月18日	法令上の根拠(情報連携)	[情報照会の根拠] ・ 番号法第19条第7号 別表第二(第115条の2の項) ・ 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第59条の2) [情報提供の根拠] ・ 番号法19条第7号 別表第二(第115の2の項)	[情報照会の根拠] ・ 番号法第19条第7号 別表第二(第115条の2の項) ・ 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第59条の2) ・ 番号法第19条第7号、別表第二 16の2項、3項、17項、18項、19項	事後	情報提供NWSへの接続開始に伴う変更
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[情報照会の根拠] ・ 番号法第19条第7号 別表第二(第115条の2の項) ・ 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第59条の2) ・ 番号法第19条第7号、別表第二 16の2項、3項、17項、18項、19項 [情報提供の根拠] ・ 番号法19条第7号 別表第二(第115の2の項) ・ 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第59条の2) ・ 番号法第19条第7号、別表第二 16の2項、16の3項	[情報照会の根拠] ・ 番号法第19条第8号 別表第二(第115条の2の項) ・ 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第59条の2) ・ 番号法第19条第8号、別表第二 16の2項、3項、17項、18項、19項 [情報提供の根拠] ・ 番号法19条第8号 別表第二(第115の2の項) ・ 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第59条の2) ・ 番号法第19条第8号、別表第二 16の2項、16の3項	事前	デジタル社会の形成を図る為の関係法律の整備に関する法律令和3年9月1日施行による条項号ズレによる修正。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月3日	事務の概要	① 住民基本台帳を基に、予防接種対象者の選定 ② 個人番号を用い、予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) ③ 照会申請による予防接種履歴の照会 ④ 委託料の支払い ⑤ 転入者・予診票紛失者への予診票交付・配布等 ⑥ 健康被害が生じた場合の給付金の支給 ⑦ ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ⑧ 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ⑨ 予防接種法による予防接種事務	① 住民基本台帳を基に、予防接種対象者の選定 ② 個人番号を用い、予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) ③ 照会申請による予防接種履歴の照会 ④ 委託料の支払い ⑤ 転入者・予診票紛失者への予診票交付・配布等 ⑥ 健康被害が生じた場合の給付金の支給 ⑦ ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ⑧ 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ⑨ 予防接種法による予防接種事務 ⑩ 予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る特定個人情報保護評価書の見直しによる追記
令和3年12月17日	法令上の根拠	・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の93の2項 ・ 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第67条の2 ・ 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・ 番号法第19条第5号(委託先への提供) ・ 番号法第9条第1項、別表第一 10項	・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の93の2項 ・ 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第67条の2 ・ 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・ 番号法第19条第6号(委託先への提供) ・ 番号法第9条第1項、別表第一 10項	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る特定個人情報保護評価書の見直しによる追記
令和4年3月22日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[情報照会の根拠] ・ 番号法第19条第8号 別表第二(第115条の2の項) ・ 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第59条の2) ・ 番号法第19条第7号、別表第二 16の2項、3項、17項、18項、19項	[情報照会の根拠] ・ 番号法第19条第8号、別表第二(第115条の2の項) ・ 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第59条の2) ・ 番号法第19条第8号、別表第二 16の2項、3項、17項、18項、19項	事後	すでに修正していた内容について様式中の番号の修正漏れ(変更箇所のシートは修正済みであった。)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 ③システムの名称	②事務の概要 ① 住民基本台帳を基に、予防接種対象者の選定 ② 個人番号を用い、予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) ③ 照会申請による予防接種履歴の照会 ④ 委託料の支払い ⑤ 転入者・予診票紛失者への予診票交付・配布等 ⑥ 健康被害が生じた場合の給付金の支給 ⑦ ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ⑧ 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ⑨ 予防接種法による予防接種事務 ⑩ 予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 ③システムの名称 健康管理システム、中間サーバー、団体内統合	②事務の概要 ① 住民基本台帳を基に、予防接種対象者の選定 ② 個人番号を用い、予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) ③ 照会申請による予防接種履歴の照会 ④ 委託料の支払い ⑤ 転入者・予診票紛失者への予診票交付・配布等 ⑥ 健康被害が生じた場合の給付金の支給 ⑦ ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ⑧ 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ⑨ 予防接種法による予防接種事務 ⑩ 予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の開始に伴う変更。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 事務の概要	本事務は、新型コロナウイルス等対策特別措置法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 新型コロナウイルス等が発生した場合に、特定接種や、住民に対する予防接種、予診票の発行等を行う。番号利用法別表二に基づき、新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を副本として中間サーバーに登録する。 具体的には、特定個人情報ファイルを次の事務に使用している。 ① 住民基本台帳を基に、予防接種対象者の選定 ② 個人番号を用い、予防接種実施の登録（予防接種の種類、実施日、実施場所等） ③ 照会申請による予防接種履歴の照会 ④ 委託料の支払い ⑤ 転入者・予診票紛失者への予診票交付・配布等 ⑥ 健康被害が生じた場合の給付金の支給 ⑦ ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ⑧ 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ⑨ 予防接種法による予防接種事務 ⑩ 予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の	本事務は、新型コロナウイルス等対策特別措置法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 新型コロナウイルス等が発生した場合に、特定接種や、住民に対する予防接種、予診票の発行等を行う。番号利用法行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令に基づき、新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を副本として中間サーバーに登録する。 具体的には、特定個人情報ファイルを次の事務に使用している。 ① 住民基本台帳を基に、予防接種対象者の選定 ② 個人番号を用い、予防接種実施の登録（予防接種の種類、実施日、実施場所等） ③ 照会申請による予防接種履歴の照会 ④ 委託料の支払い ⑤ 転入者・予診票紛失者への予診票交付・配布等 ⑥ 健康被害が生じた場合の給付金の支給 ⑦ 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ⑧ 予防接種法による予防接種事務 ⑨ 予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	VRSの登録や新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付等についてサービス終了のため削除

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月26日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項及び別表第一の93の2項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第67条の2 ・番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） ・番号法第19条第6号（委託先への提供） ・番号法第9条第1項、別表第一 10項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項及び別表の126の項 ・番号法行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2	事後	番号法改正に伴う修正
令和7年2月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	[情報照会の根拠] ・番号法第19条第8号、別表第二（第115条の2の項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（第59条の2） ・番号法第19条第8号、別表第二 16の2項、3項、17項、18項、19項 [情報提供の根拠] ・番号法第19条第8号、別表第二（第115の2の項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（第59条の2） ・番号法第19条第8号、別表第二 16の2項、16の3項	[情報照会の根拠] ・番号法第19条第8号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令 第2条の表 153の項 [情報提供の根拠] ・番号法第19条第8号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令 第2条の表 153、154の項	事後	番号法改正に伴う修正
令和7年2月26日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断根拠		十分である 申請者からマイナンバーの提供を受け、そのうえで記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。また、特定個人情報の入手にあたっては、4情報又は住所を含む3情報を必ず確認し、人為的なミスが発生するリスクへの対策を講じている。	事後	様式変更に伴う記載内容追加
令和7年2月26日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策当該対策は十分か 判断の根拠		鳴沢村特定個人情報等の取扱いに関する管理規程及び鳴沢村特定個人情報等の取扱いマニュアルに基づき、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員等は教育研修を受講している。各研修において受講確認が行われ、未受講者に対して再受講の機会が付与されており、関係する全ての職員が研修を受講するための措置が講じられている。このことから教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	事後	様式変更に伴う記載内容追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月24日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、ワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。）、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム	健康管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、EUCシステム	事前	ガバメントクラウド上への副本データ移行（本番データ移行）前のしきい値及びリスク対策等の再評価
令和7年3月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年年6月22日 時点	令和7年年3月13日 時点	事前	同上
令和7年3月24日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断根拠	—	ガバメントクラウド移行作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。 ①データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者の権限管理 ・特定個人情報ファイルの取扱権限を持つ管理者IDを発行し、必要最小限の権限及び数に制限している。 ・作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの的に制御している。 ・移行以外の目的・用途でファイルを複製しないよう、作業者に対して周知徹底を行っている。 ②移行データ ・作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録している。 ・システム間でのデータ転送により移行作業を行う場合は、本村のネットワークから利用している データセンターへの閉域網回線によるVPN接続を行いセキュアな専用線による接続を行うことで 外部からの読み取りを防止している。 ③テストデータ ・特定個人情報を含むデータは、必要最小限のテストデータのみを生成している。 庁内ネットワークもしくはガバメントクラウド内の閉域環境内でテストを実施することでセキュリティを担保している。 ④相互牽制 ・移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施している。	事前	同上